

平成 24 年

第 1 回市議会定例会 議案第 45 号

函館市介護保険条例の一部改正について

函館市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 24 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市介護保険条例の一部を改正する条例

函館市介護保険条例（平成 12 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条各号列記以外の部分中「平成 18 年度から平成 23 年度」を「平成 24 年度から平成 26 年度」に改め、同条第 1 号中「23, 700 円」を「30, 120 円」に改め、同条第 2 号中「23, 700 円」を「30, 120 円」に改め、同条第 3 号中「35, 550 円」を「45, 180 円」に改め、同条第 4 号中「47, 400 円」を「60,240 円」に改め、同条第 5 号中「59, 250 円」を「75, 300 円」に改め、同条第 6 号中「71, 100 円」を「90, 360 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後に平成 18 年度から平成 23 年度までの各年度分の保険料を課す場合における保険料額の算定に係る保険料率については、なお従前の例による。

（提案理由）

平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率を定めるため